

能勢農業振興地域整備計画 概要版

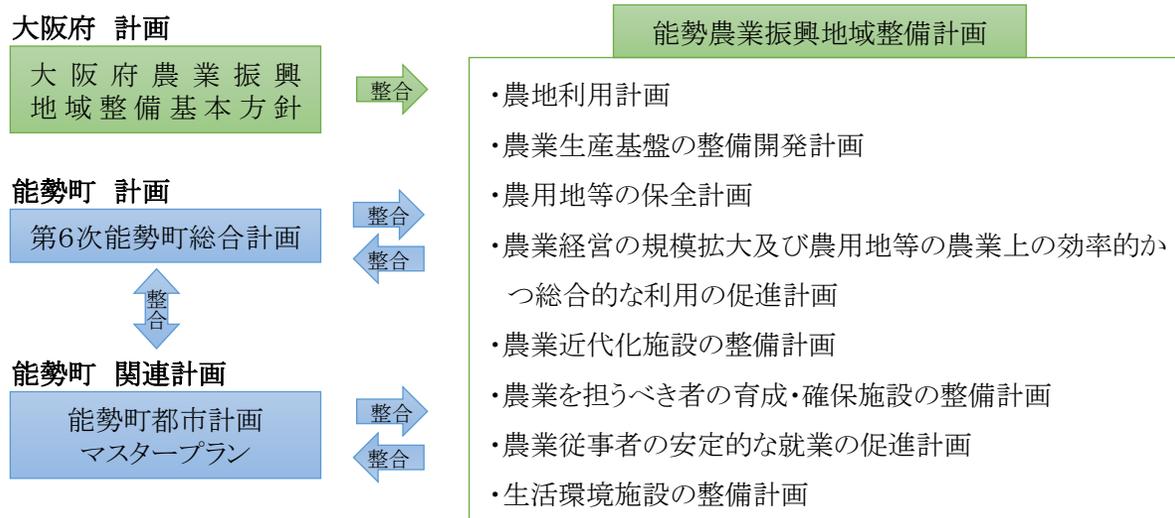
計画修正の背景・目的

能勢町では、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づき、昭和45年に農業振興地域の指定を受け、昭和48年に能勢農業振興地域整備計画を策定した。その後、昭和62年、平成24年と見直しを行い現在に至る。

本計画は、上位計画であり本町の総合的かつ計画的なまちづくりの指針となる「第6次能勢町総合計画」が令和4年7月に策定されたことや、都市づくりの指針となる「能勢町の都市計画に関する基本的な方針(能勢町都市計画マスタープラン)」が令和6年7月に改訂されたことから、その整合を図るとともに農地法等の一部改正や自然的、経済的、社会的諸条件の変化を考慮して、長期的観点から農業振興を図るための総合的基本計画を修正するものである。

本計画の位置づけ

農業振興地域整備計画とは、農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づき策定する計画であり、上位計画や関連計画との関係は以下のとおりである。



第1 農用地利用計画

第6次能勢町総合計画や能勢町都市計画マスタープラン等と整合を図り、土地利用の方向性を示している。

本町では、農業従事者の高齢化等により農家戸数は減少傾向にある。その結果、経営耕地面積も減少し、耕作放棄地が増加してきている。

今後は、農業における生産現場の強化を図るため、多様な担い手の育成や担い手農家への農地の集積・集約化、また、立地条件等を勘案し、地域振興及び雇用創出に資する産業用地への計画的な転換を図ることで、土地利用上の課題解決を図る。

第2 農業生産基盤の整備開発

昭和48年以降、ほ場整備事業により区画整理され、かんがい用排水施設が整備されてきた。

今後は、稲作の規模拡大や高付加価値型農業を行う農業者や農業系企業等を中心に、地域複合農業としての発展を目指す。

第3 農用地等の保全計画

担い手不足による農地の荒廃を防ぐために、認定農業者や企業の農業参入を促すことで、新しい産業・農業の担い手を確保し、農地の高度利用を図りながら、農業・農村の有する多面的機能を維持する。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進

本町では、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」で目標を定めており、各地区の特性、営農類型ごとの特徴を活かし、農業経営規模の拡大と機械化作業を進め、コストダウンを図り、認定農業者等への農地集積・集約を進める。

第5 農業近代化施設の整備計画

農業の持続的発展を図るため、農業生産流通施設の整備を図るとともに、ブランド化や加工により高付加価値型農業の展開を目指す。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

将来の農業を担う農業経営者を支援するため、生産方式の高度化、経営管理の合理化等を関係機関と協力し、適切な指導の実施を目指す。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

認定農業者等に農地集積を図るとともに、農業法人の設立や農業系企業の誘致など、地域農業の担い手確保及び、農業従事者の安定的な就業が確保できるような雇用の創出を図る。

第8 生活環境施設の整備計画

安全性・保健性・利便性・快適性・文化性について、それぞれの視点から記述しており、持続可能な社会「里山未来都市」の構築を目指す。